

法第 14 条第 2 項第 10 号関係

○ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類

業務名 (定款又は寄附行為に 記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定日時	当該業務の 実施予定場所	従業者の 予定人数	予定される収 入及び支出額 (単位：千円)
各種消費者被害に関 する情報の収集と一 般消費者等に対する 普及啓発事業(定款第 5条②)	<p>シンポジウム・セミナーの開催</p> <p>消費者問題に携わる様々な分野の専門家、消費者、事業者等が、消費者問題の理解を深めることができるよう、時宜に応じたテーマについてシンポジウムやセミナーを開催する。</p>	年 3、4 回	兵庫県内を中心とするシンポジウム等実施会場	理事 5 名、検討委員 2 名、事務局員 3 名程度	<p>収入 0</p> <p>支出 2,289</p> <p>(人件費 800、印刷製本費 720、諸謝金 350、旅費交通費 150、通信運搬費 20、消耗品費 30、支払手数料 10、会場費 116、リース料 93)</p>
	<p>講師等派遣</p> <p>外部からの依頼に応じ、テーマに応じてふさわしい会員講師等の専門家として派遣する。</p>	随時	依頼先	理事 2 名、検討委員 1 名	<p>収入 85</p> <p>(諸謝金 85)</p> <p>支出 0</p>
	<p>通学・通信講座の実施</p> <p>消費生活相談員試験対策講座などを実施する。</p>	3 月～9 月頃	ひょうご消費者ネット事務所	理事 3 名、事務局員 3 名	<p>収入 1,200</p> <p>(講座受講料 1,000、解説集 200)</p> <p>支出 500</p> <p>(諸謝金 300、印刷製本費 80、会場費 30、消耗品</p>

					費 10、通信運搬費 80)
	ホームページの運営、通信の発行等 ホームページ、通信などの広報活動によって、広く消費者被害情報を募ると共に、活動の概要についてホームページなどで広く知らせる。	随時	ひょうご消費者 ネット事務所	事務局員 3名	収入 0 支出 5 (通信運搬費 5)
消費者政策の研究・提言 (定款第 5 条③)	意見書等の提出を通じて、行政機関や国会、地方議会等に対する消費者政策の提言を行う。	随時	ひょうご消費者 ネット事務所	理事 2 名、事務局員 3 名	収入 0 支出 2 (通信運搬費 2)
不当約款・不当勧誘等の差止活動 (定款第 5 条④)	差止請求関係業務にあたらぬ、事業者に対する不当約款・不当勧誘等の是正等の申入れを行う。	随時	ひょうご消費者 ネット事務所 会員事務所等	検討委員 12 名 検討グループメンバー 委任弁護士等	収入 0 支出 0
消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業 (定款第 5 条⑤)	他の消費者団体、関係諸機関との意見交換 (メール、電話、対面など) を行う。	随時	ひょうご消費者 ネット事務所 意見交換会開催地	理事 2 名、事務局員 1 名	収入 0 支出 50 (旅費交通費 50)